

高砂市グリーン調達方針（令和6年度）

高砂市長 都倉 達殊

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。略称「グリーン購入法」という。）第10条に基づき、令和6年度高砂市における環境物品等の調達の推進を図るための方針（略称「グリーン調達方針」という。）を以下のとおり定める。

高砂市は、令和6年度に物品等（公共工事に係るものを含む。以下同じ。）の調達をする場合においては、地球環境負荷低減のため、また、環境物品等への需要の転換を促進するため、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月）」に準じて、下記の方法により、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達（以下「グリーン調達」という。）に努めるものとする。

記

1 グリーン調達の基本的考え方

- (1) 調達に当たっては、価格・品質に加え、環境保全の観点が必要である。
- (2) 調達に当たっては、資源採取から廃棄に至る製品ライフサイクル全体について、環境負荷低減を考慮した物品等を選択する。
- (3) 調達物品等については、長期間使用と調達総量をできるだけ抑制するように努め、適正使用・分別廃棄等を確実に実施する。

2 特定調達品目、重点物品及び目標

令和6年度の特定調達品目は、令和6年度高砂市特定調達物品等一覧（別紙1）のとおりとし、その中で特に重点的に調達を推進する環境物品等（以下「重点物品等」という。）とその目標値を令和6年度高砂市グリーン調達重点物品等一覧（別紙2）に定める。

重点物品等以外の特定調達品目については、可能な限りグリーン調達の推進を図る。

3 グリーン調達における判断基準等

特定調達品目の判断基準については原則、国の判断の基準に準じる。

（「グリーン購入法」で検索する。）

4 調達方法

次に定める手順により調達を実施する。

- (1) 財務部契約管財課、上下水道部経営総務室、市民病院総務課及び各課において単価契約する物品については、可能な限りグリーン調達の考え方にに基づき契約するよう努める。
- (2) 単価契約していない物品等で、特定調達品目に該当する物品等を調達する際は、可能な限りグリーン調達を実施するため、発注時に以下のことを実施する。
 - ・カタログやインターネットで、グリーン購入法の適合商品を確認する。
 - ・特定調達品目の判断の基準に合致するものを仕様とする。
- (3) 特定調達品目に該当していない物品等についても、グリーン調達の基本的な考え方に基づいて購入するよう努める。

5 その他グリーン調達の推進等に関する事項

- (1) グリーン調達方針の範囲
市の全ての組織に適用する。
- (2) 推進体制
グリーン調達の推進は、環境マネジメントシステムにより各課で行うものとする。
- (3) 調達実績の把握・公表
重点物品等の調達に関する実績の把握及び公表については、環境マネジメントシステムにより毎年度行うものとする。